改　正　後	改　正　前
国立研究開発法人情報通信研究機構労働者派遣契約標準約款 最終改正　令和６年１月１５日 第１条～第６条２項（同右） ３　甲及び乙は、第１項の通知が無かった場合には、個別契約を締結してはならず、また、個別契約締結後に派遣受入期間を変更する場合、相当な期間内に第１項の通知がなされない場合は、当該個別契約は、当該相当な期間を経過した日に、当然に将来に向かって解除するものとする。 第７条～第３７条（同右）	国立研究開発法人情報通信研究機構労働者派遣契約標準約款 最終改正　令和５年７月１日 第１条～第６条２項（略） ３　甲及び乙は、第１項の通知が無かった場合には、個別契約を締結してはならず、また、個　別契約締結後に派遣受入期間を変更する場合、相当な期間内に第１項の通知がなされない場合は、当該個別契約は、当該相当な期間を経過した日に、当然に将来に向かって解除するものとする。 第７条～第３７条（略）